

JRIS 一問一答

一問一答【2010】5号

2010年3月29日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司
法律顧問 吳 菊華

e-mail : gokikuka@jris.com.cn

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50451677 fax : 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問：

弊社は上海所在の日系企業ですが、同じ上海所在の日系企業と契約書を締結する際、紛争解決条項の仲裁機構選定について、先方は中国国際経済貿易仲裁委員会ではなく、日本商事仲裁委員会東京分会を提案してきました。中国の外商投資企業同士の契約でも紛争解決手段として外国の仲裁機構を指定してよいのでしょうか。

回答

外商投資企業は中国法に基づき設立され、経営活動も中国法の管轄を受けている中国国内企業であることは言うまでもありません。その中国国内企業同士で締結する契約による紛争の解決について、国外の仲裁機構を指定してよいか否かについて、実務上意見が分かれています。中国国際経済貿易仲裁委員会華南分会ホームページ¹では、中国国内企業同士でも、双方の合意さえあれば、中国国外の仲裁機構を選択することができるという内容のオンライン質問に関する回答文書が掲載されています。

しかし、中国国内企業同士の間における涉外要素のない契約において、国外仲裁機構を指定した仲裁条項（又は仲裁契約。）は無効と認定すべき見解もあります²。

そもそも、《中華人民共和國民事訴訟法》³では、涉外契約又は涉外財産権益紛争の当事者は、書面の合意にて争議と実際的に関わりのある場所の裁判所の管轄を指定することができる⁴、と規定しています。また、涉外経済貿易、運輸及び海事における紛争について、当事者が契約の仲裁条項又は後に達成した書面仲裁契約において、中華人民共和國涉外仲

¹ http://www.sccietac.org:8088/cietac/gb/faq/index.jsp?board_id=25&page=15 第276号の回答。

² 《江蘇省民商事仲裁司法審査案件若干問題に関する意見》第17条では、涉外要素のない民商事紛争について、当事者が外国仲裁機構の仲裁又は外国における仲裁を約定する場合、当該仲裁契約（又は仲裁条項）が無効。と規定しています。

³ 改正後の《民事訴訟法》は2007年10月28日に公布され、翌年の2008年4月1日より施行されています。

⁴ 《中華人民共和國民事訴訟法》第242条。

裁機構又はそのほかの仲裁機構において仲裁を提起すると約定する場合、人民法院に提訴してはならない⁵、という明文の定めがあり、ここから涉外要素の紛争について、当事者が中国国外の裁判所又は仲裁機構を指定することができるという意味が伺えます。さらに、《中華人民共和国契約法》⁶では、涉外契約の当事者は契約による紛争解決の適用法律を指定することができる、という定めがあり、涉外要素があれば中国法でなく、そのほかの適用法律の指定も可能とされています。

一方、中国国内企業同士における涉外要素のない契約は、中国法の管轄を受けなければならず⁷、契約による紛争解決についても中国法の適用が義務付けられています。仮に涉外要素のない契約でも、国外仲裁機構を指定することができると思えば、国外仲裁機構の仲裁規則に基づき適用する法律も指定することができることから、当事者の合意により中国法の適用を排除することも認めることになってしまいます。しかし、涉外要素のない紛争だからといって中国法適用を排除することは決して許されることではなく、人民法院により仲裁条項（又は仲裁契約）が無効と認定されるリスクが存在します。また、故意に中国法の適用排除が成立と認定される場合、国外仲裁機構により仲裁判断が下されたとしても義務を負う側が任意に義務を履行しない限り、承認・執行を拒否される恐れが生じかねません。

別の角度から考えて見ますと、国外仲裁機構の仲裁費用は中国と比べ大幅に高いため、国内企業である外商投資企業同士も、契約において涉外要素がない限りは国外仲裁機構の指定は控えたほうがよいと考えることもできます。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

⁵ 《中華人民共和国民事訴訟法》第 255 条。

⁶ 1999 年 3 月 15 日公布、同年 10 月 1 日より施行します。

⁷ 《中華人民共和国民法通則》第 8 条において、「中華人民共和国領域内における民事活動は中華人民共和国法律を適用しなければならない。ただし、法律に別途規定がある場合を除く。」と規定しています。